

## 武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会（第6回）

### 1 開会

【座長】 定刻になりましたので、第6回の懇談会を開会いたします。

最初に、いつものとおりですが、きょうも市民活動担当の方々のご列席のようですから、企画調整課長からご紹介をお願いいたします。

【企画調整課長】 本日も関連する部署から説明者として、市民活動担当部長、市民活動推進課長が同席しております。よろしくお願いいたします。

### 2 議事

#### （1）前回の振り返りについて

【座長】 それでは、前回の議題でありました情報公開について等の振り返りから始めたいと思います。最初に事務局から、資料の説明をお願いいたします。

（資料1について事務局より説明）

【座長】 前回についての振り返りですが、以上の整理について、意見が十分に反映されていないとか、もう少しきちんと補足をしたいとか、言い足りなかったことがありましたら、ご発言いただきたいと思います。

【副座長】 2ページの「個人情報の保護」、これの3行目で、「自分の個人情報のことよりも」と言っている。自分の個人情報を否定しているような書き方はちょっとまずいので、「自分の個人情報はもとより」と直していただけると、範囲が広がるかなと思います。よろしくお願いいたします。

#### （2）市民参加について

【座長】 それでは、本日の主題に入りたいと思います。「市民参加について」が今日からの課題なのですが、これについてもいろいろな項目がありますので、事務局から資料の説明をいただいて、きょうはどの辺のあたりについてまで議論をしていきたいかということをご説明いただきたいと思います。

（資料4 I及び資料5について事務局より説明）

【座長】 これから集中審議をして、もし時間が余りましたら、IIの「市民の責務について」に入っていきますが、まず、今の「市民参加について」というIの部分について、個別にご議論をいただきたいと思っております。

最初に、現状についての規定、どういう計画の場合に市民参加がどういう形で行われている

かという現状の説明がありましたし、市民参加の根拠を定めているのはこのくらいしか具体例はないということも書いてあります。こういった現状のあり方について、特にご意見があれば、お伺いしたいと思います。

【A委員】 あり方ということですが、今ご説明いただいて、市民参加の対象や範囲というお話がございました。大事なのは、それに加えて、市民参加の時期がすごく大事なのかな。今までの例がありまして、この表だけ見ると、パブコメもしっかりやっているし、意見交換会もしっかりやっている。

しかし、この間いただいたアンケートでは、すごく辛辣な、でも私、これは相当本音だなと思ったんですね。5ページにあります、「市民自治を大切にしてきた武蔵野市だと思うが、説明会やパブリックコメントなど、市民の意見を聞く機会をもちましたという既成事実で済ませるのはもうやめていただきたい。本当に聞きたい、それを生かした市政を行っていくという気持ちがあるのならば、形式的な説明会を行うのではなく、互いの歩み寄りと時間が必要だと思います」というアンケートの結果が自由記載で出ています。これはやはり時期的なものも多分にあったんだろうなど。恐らくこれを書いた方は、パブリックコメントもやっているし、説明会もやっているけども、時期等々の問題で大変不満であるということを書かれていると思うんですね。対象と範囲だけを決めるだけでは、多分同じような意見が続いていくだろう。なので、今回の議論に市民参加の時期ということもぜひ入れていただきたいなと思っています。

思い返せば、相当最初のころ、たしか4月にはワークショップをやる計画になっていましたけど、それは皆さんの議論の中で時期尚早でしょうとなりました。でも、そういう議論がなければ、恐らくやっていたら。そしてまた、同じような市民の声が不満となって出てきたんだろう、そんなふうに思っているんです。あれはやはり早過ぎた。

市民参加というのは、対象も範囲もすごく大事だと思いますけども、いつやるのが一番効果的で、市民が参加し、この後にも出てきますけども、それが協働につながっていくかということになるのかなと思いますので、ぜひとも時期も含めて議論をさせていただければと思っています。

【座長】 大事なご指摘だと思います。

【副座長】 今、A委員に私が言おうと思ったことを言われたのですが、そのとおりで、最初に「各段階で主体的に関与する権利」を、各段階というのはいつなのかという議論です。ある程度きちんとここで議論しておかないといけないのではないかな。今のA委員もこういう意味だと思います。

もともとどういうことなのかといたら、市民参加というのは事前手続と、それから実際にやった評価ですね、事後の評価、これをどういうふうに一体的、制度的に条例化して体系化するかというのが自治基本条例のはずなので、そういう位置づけの中からもう一度きちんと論点を整理しないと、自治基本条例をつくる意味がないのかなということになります。各段階とか、こういうのを議論すると同時に事前手続、事後手続を分けてとらえるべきです。

もう1つは、もともと市民参加の議論というのは、昭和 42～43 年ごろ、自治省（総務省）が言っている。当時の文書課長から直接話を聞いたことがあります。要するにいろんな審議会に一般の住民が参加することが市民参加、これが最初の原点です。こういう委員会に住民が参加する、それが市民参加の原点で、これだけが住民参加じゃないはずなのですけどね。それをどういうふうに議論していきたいですね。

それについては、もっとも議論の中心である市民参加の委員会を整理してもらいたい。これをぜひ体系的にまとめてもらいたい。条例上の委員会があったり、規則でつくったり、要綱でつくったりしている委員会があると思います。こういうふうにやりましたという長期計画の一覧表は出ていますが、これをきちんと調べてください。実は武蔵野市の市民参加というのは全国的にリードして、武蔵野市方式と言われていたのだから、体系的にここできちんとまとめておく。それで今後どうするかという議論が必要だと思います。事務局とすると、市民参加である各委員会で、条例、規則、要綱で定めている委員会にどのようなものがあるのか、これを調べられますか。

**【企画調整課長】** その状況については、事務局で調べたいと思います。

**【B委員】** 今の、対象と範囲と時期のところに少し関わります。ここに長期計画・調整計画とその他個別計画ということでいくつか出ていて、策定中にパブリックコメントが諮られるのかなと思うんですが、事後というのは、今何かあるのかなと思いました。例えば子どもプランであれば5年間ですとか、計画によって期間があると思うんです。その期間中は、市民の方は現状どうなっているのかという情報を共有してもらえらる機会はあるのかなというところが、まず疑問として感じたところです。

**【企画調整課長】** 計画にもよりますが、毎年その年の状況について取りまとめをして公開をしているものですか、そこまでできていないものですか、幾つかバリエーションがございます。それが統一されていないというのが現状ですので、これがルール化されると、統一されることになるのかなと思っております。

**【座長】** 今のB委員のご質問から言うと、策定過程での市民参加というものがまず始まったわけですね。ここに長期計画・調整計画とその他個別計画、一部の市民参加の状況と並んでいるのは、ほとんど計画という題目ですから、計画を決める過程で、こういう原案で考えていますが、何かご意見がありますかというパブリックコメントを受けている策定中のものですね。意見を聞きながら、最終的にこうさせていただきましたと決まるというものですが、その後に出てきた流れとしては、今度は事後の評価、一旦決めて、実施段階に入りました、何年かたちました、その状況を見ていて、不十分だねとか、あれはまずかったねとか、もう少しこういうふうに改良しないといけないんじゃないかとか、いろいろな意見が出てくる可能性があるわけですね。そのときの評価の過程に市民参加をしながらやっていくというやり方が、いろいろな自治体に出始めている。ここに一連で並んでいるものには、評価過程のものがほとんどない

と思うんですよ。武蔵野市では、このリストには上がってないけど、評価過程に市民参加をやったという事例があれば、いくつかご紹介いただければと思います。

**【企画調整課長】** 本日、事例を出している武蔵野市高齢者福祉総合条例の中では、長期計画条例よりも突っ込んで、評価まで、市民参加により行うといったところが記載されております。

高齢者福祉関連の計画につきましては、今現在、市民公募委員を含んで策定をしております。例えば高齢者計画は3年に1度改定をしていますが、改定のときに、前3年間の評価を市民も一緒にやっているというところで、この条例の規定に基づいてやっているといった位置づけでやらせていただいている。条例として、事後評価についてきちんと規定をしているのが、恐らくこれ以外にないものですので、ここだけ部分的にやっているというのが現状かと思っております。

**【座長】** 武蔵野市の長期計画・調整計画というのも、調整計画そのものがローリング方式になっているわけですね。長期計画、一定期間の計画をつくるんですけども、今は4年ごとの改定になっているのかな。そうすると、また6年分を決め直すんですかね、そういう形で、年度をずらして転がしていますから、新しい調整計画をつくるということは、それまでの数年の間の実績を見ていて、それを評価して、そのことを考えて次をこう変えようという作業をしていくわけですから、評価が必ず前提として入っているんですね。ですから、市民のほうの意見も、実績を見るとこうだよねと、そのことをもとにした意見がその都度出てくるという形ですから、評価とあまり区別がつきませんが、評価をしつつ、次のあり方を考えているというような意見交換会になる。

健康福祉総合計画ですか、これだけが何年計画で転がしているという方式になっているから、調整計画に似た作業になってきているということですね。だから、評価が必ず組み込まれているという感じになると思います。

**【企画調整課長】** どの計画も、大体何年かで回しているというのは同じような状況で、次の計画をつくるときには、その前の計画の評価は市民参加のもとに行っているという位置づけなんですけれども、根拠がきちんと条例上あるのは、今のところ、この高齢者の条例という状況かと思っております。

**【副座長】** そうすると、例えば重要なとか、個別具体的な流れの中で、何を評価の対象にするか。評価というのは、結局事前手続としての参加と、それをやった後の評価で、これを今、これも情報公開になるけども、住民参加のもとにこういう委員会で審議する、あるいは委員会に報告する。それを踏まえて、議会で議論をしてもらおう。こういうのが全体的な参加と評価の仕組みになると思います。今、武蔵野市では重要な個別具体的には、高齢者福祉総合計画しかないのではないのでしょうか。

それからあと、委託はどうですか。委託するとき、次期契約をするかどうかというのは、当然評価になってくるのですが、誰が評価しているのですか。行政側が評価するに決まってい

ますけど、その評価が適正であるかどうかという市民参加の委員会があってもいいのではないのか。評価を行政がした、その報告を受けて、それがちょっと厳し過ぎるよとか、甘過ぎるよとか、こういうのを住民参加のもとでやるという仕組みもあろうかと思います。

これからは特に指定管理者の問題が出てくる。指定管理者制度が、この業者に委託して正解だったのかどうなのかという評価を今まで行政だけがやっていたのを、住民参加の仕組みにまで昇華するという組織的な、法的な条例上の根拠、こういうのをこれからもある程度明確にしておいたほうがいいのか。この方式は、他市にはほとんど例がないので、もしやるとしたら、武蔵野方式になるかなということですね。

**【C委員】** 長期計画や調整計画などには、ローリング方式でつくり変えるというか、策定時には必ず市民の評価が入っているというお話でしたが、こういった形で評価されているのか、教えていただけますか。

**【総合政策部長】** 長期計画・調整計画は、今、座長からお話がありましたとおり、その計画について、ローリングのときに、実績の報告を全て委員会にいたします。その中で、ここまでできたとか、この部分は不十分だとかいうことを行政が報告し、それをもとに策定委員会で次期の計画について、議論をして、新しい計画をつくり直していただく、そういうような作業の流れでございます。

先ほど、副座長からお話がありましたとおり、指定管理について、武蔵野市ではモニタリングという手法をとっております。これは、委員会をつくって、市民ではなくて専門家ですね、中小企業診断士、公認会計士の先生、市の部長が入りまして、一定の評価をいたして、公表しております。

**【副座長】** その評価を市民参加でやれと言っているんだ。モニタリングの結果が正しいかどうか、あるいは市民の視点になっているかどうか、その評価を市民参加にしたらいかがかと言っている。

**【総合政策部長】** ご趣旨、理解しております。

**【D委員】** 手法についてお伺いしたいんですが、ここには市民公募委員を募集しているのがたくさんありますけれども、それぞれで人数が異なるとか、参加の方法が異なる、それから策定段階から参加するにしても、策定段階でもいろいろあるかと思うんです。バラエティーといえますか、もし幾つかあるのであれば、教えていただきたいと思います。

**【企画調整課長】** 公募市民委員につきましては、例えばこの規模の計画だと何人にしなくてはいけませんとか、全庁で統一的なルールがあるわけではございません。大体同じような規模の前例から、どの時期に何人くらいと、その計画等ごとに決めて、その都度決めていますので、それぞれの計画等によってかなりばらつきがあるというのが現在の状況です。

【D委員】 策定段階のどの部分から入るといえるのでしょうか。例えばこの基本条例でしたら懇談会という形で、ある程度皆さんが調査をして、項目なども挙げてという段階から入れていただいたということですが、ほかの自治体では市民が考え始めたということもありますし、いろいろあると思うんですが、その点はのでしょうか。

【企画調整課長】 策定のきっかけというような意味合いですか。大体この懇談会でもそうですし、長期計画の策定委員会ですとか、その他個別計画につきましても、大体策定の当初にこういった公募委員を募集して立ち上げているので、ある程度計画の議論が進んでから委員さんにご参加いただく事例はむしろ少ないのではないかと。基本的には当初からご参加いただいている事例が大半かと思っています。

【B委員】 私も手法に関するところで、パブリックコメントについては、根拠となる条例等はパブコメだけに限ったものはないということでしたけれども、現状、パブリックコメントで意見を出す場合は、どういった情報、例えば名前とか住所とか、そこまで書いた上で提出するものになっているのか、もしくは意見だけ述べられるような形になっているのか。そのあたりは、現状どうなっているか、伺いたいです。

【企画調整課長】 これも今のところ、統一的なルールがございません。基本的には住所・氏名はお書きいただき、パブリックコメントをご提出いただく状況が多いと思いますが、仮にここで名前が書いてないからといって、意見を受け付けないとか、そういったことは運用としてはやっていないかと思っております。原則としてはお名前・住所はいただきつつ、基本的には広く意見をいただいているような状況だと考えております。

【B委員】 一応市民参加を促すというのも、自治基本条例の中でできるといいのかなと思っていて、住所・名前は恐らく公開もされないと思うのですが、公開しない情報だとすれば、自由に意見を言うという観点で見れば、要らない情報なのかなと思ひまして。とは言っても、以前も市民の責務ということで、発言の責任を持つとかいろいろありましたけれども、そこに当たるのかどうかということも、資料等見ていて気になったところです。私としては、氏名・住所というところは、パブリックコメントを出す上ではなくてもいいのかな、なければ、より意見としては出しやすいのかなと考えております。

【座長】 武蔵野市のパブコメと整理されているものの中には、ネットでやっているものと、手紙等々の信書で出すのも含んでいるんでしょう、多分。文書で出す方はどうぞとおっしゃれば、お手紙を書いていらっしゃる方もいらっしゃるし、電話をかけてくる方もいらっしゃるだろうし、いろいろでしょうけど、ネットもやっているのでしょう。そうすると、ネットの場合はこういうふうに書き込んで、こういうふうにやってくだされれば、いずれそれに対する回答が来ます、掲示されますというやり方でやっているのだと思うのですが、両方でしょうね、多分。

【企画調整課長】 まず、ご意見をいただくのに、こちらからどういったものという資料の提示、こちらについては紙で窓口でお渡しできるものと、ホームページで、インターネットで公開しているものと、両方ございます。意見の受付については、Eメールを使っただくものですか、あとは実際の紙でいただくもの、それからファクス、そういったものでいただいている。お電話はいろんな行き違いがありますので、なかなかそこのご意見というのは今、運用としてはないかと。ご意見をいただいて、最終的に市としてこうしましたという結果については、基本的にはホームページで公開するというのが原則になっておりますが、もちろん紙でといった方には、お渡ししております。

【副座長】 個人の名前を一律に出さないということになると、応答責任もないということになります。ですから、むしろ入れておいて、きちんと、あなたの意見はこれだから採用できませんでしたとか、こういうふうに採用しました、こういう応答責任までも市の責務あるいは住民の責務という形で、応答責任に絡んでくるので、そのところはあまりこだわらないほうがいいのではないかと。名前を出さない人は応答義務がないよと行政側が解釈すればいいのであって、名前を書いてきたら、ものによっては応答しなきゃいけない、こういうようなスタイルでいいのかなという気がしますけど、いかがですか。

【B委員】 まさにこの後、応答のところについてもどのように明文化するのかわからないのかも出てくると思うのですが、おそらく市民からすると、パブリックコメントを言っても反映されないのかな、だったら言ってもしょうがないかなというような部分も形式的に行われているような感覚を持ってしまう部分もあると思いますので、ぜひそういった意味ではそこを明文化、どのように応答するかということについてはぜひ入れられるといいのかなと、今のお話を伺って、思いました。

【副座長】 要するにそれは個人情報という意味ですね。個人情報は基本的には本人が同意すればいいのです。本人の同意があれば保護すべき個人情報ではなくなるんです。

【座長】 それでは、全体的な現状のことはともかくとして、これからどういうふう to 規定を行うかという2ページの問題に入っていくてよろしいでしょうか。

まず、市民参加の総則について、明示的な規定を行うかどうかという問題から出ておりますが、(2)に「市民参加の対象と手法の範囲」ということで、幾つかのパターンが例示されています。そして、それについて武蔵野の場合はどうしていくかということが、下の「以上を参考としたうえで、本市の場合どう考えるか」ということで、まず①の「市民参加の対象をどうするか」という議論になっているのですが、この辺について、ご意見のある方はどうぞ。

まず、私から1つ申し上げたいのですが、「市民参加の対象と手法」のところ、杉並区の例、3ページの14番、25条。「区は」と書いてある。「区は」と書いて、「市民等の意思が区政に反映されるよう、区民等の区政への参画機会の拡充に努めなければならない」、「区」とい

う表現を使っているのです。区長とか区の執行機関とか区議会とかいう表現を使わないで、区と言っていることによって、執行機関と議会も両方含めているという趣旨だと思うんです、恐らく。こういうパターンで書いていらっしゃるのと、「市の執行機関は」と書いているところは明らかに議会のことは排除して、別ですよと書いていることになりますね。ここを、武蔵野の場合は、総則的な規定を書くとしたときに、どういうふうを書くか。全体としては市議会も市長も、それから教育委員会等々も、全部含めて全体の自治基本条例を決めたいと考えているので、総則的な規定は「市は」というふうに書くのか、「市議会及び市長その他」というふうに書くのかということですが、なるべく総則的に書いたほうがいいと思うんですよ。

私の印象は、市長や教育委員会等々は、執行機関側は結構いろいろな形の市民参加をそれなりに試みているけど、肝心の議会があまり市民参加を試みてないんですね。議会が市民参加を促すということを試みてないというところがあるので、ここは議会のほうもなれていただいて、どんどん市民参加をやっていただく必要があるのではないかと思いますので、ここはぜひこの機会に議会も乗っていただこう、武蔵野市の場合はですね。市も市議会も活発に市民参加をやり始めますよということにしたいと強く思っておりますので、ご協力いただきたいと思っています。

【A委員】 議会の市民参加という部分につきましては、今まさしく議会基本条例の議論の中でどうしていこうかという議論をしているところであります。ただ、比較的我々は、例えば委員会単位でまだ対象が関係団体とかになっていて、一般市民を対象にしている会というのは、先日、文教委員会が視察報告会と小中一貫の意見交換会というのを一般市民向けに行いました。画期的だったと思います。大変いい会議でした。我々、今月の21日に、議会基本条例に対する意見交換会を市民とやる。だんだん一般市民向けに議会としても目を向け始めておりますけれども、今までも委員会外で、例えば厚生委員会が障害を持ったお子さんをお持ちの保護者団体との意見交換、これは定期的に毎年やっているんですね。そういう形で委員会単位では、市民参加というかな、市民との意見交換はやってはいますけれども、まだまだ道半ばなのかなというのは、私は実感として持っています。

【E委員】 現状での議論も踏まえてということになるんですけども。今、各委員会とかそういうところで市民との意見交換会をやっているというのは、これまでもずっとやってきた具体例なんですけれども、今までの議会のあり方というのが、どちらかというと、例えば議案の審査であるとか、そういったことが主体的にあったのかな。そういう中では、どちらかというと政策提案であるとかそういったものは、全然目を向けてないわけではないんですけども、目を向けられる機会が少なかったのかな。そういう中で、いわゆる二元代表制ということが最近非常にクローズアップされている中で、議会もきちんと政策提案をし、また立案もして、さまざまな提案をしていく。そういう中で、さまざまな市民の声を吸い上げる、そういうことが重要であろう。

当初、議会報告会というのが議論の1つの大きなテーマにあったんですけども、議会の報告ではなくて、どちらかというと市民がどんなことを考えて、何を求めているのか、そういつ

たことを吸い上げる、いわゆる公聴の機能をもっと強化すべきじゃないだろうか。そういった部分をこれから強めていく中で、議会の市民参加、行政の側の市民参加とまた違った意味での市民参加というものが実現できるんじゃないか、そんな議論が今、中心的に進められている中で、具体的にどうするかというのはまだこれから詰めていかなければいけないんですけども、そうした方向性を向いているということだけ、ご理解いただければと思っています。

**【副座長】** 今、座長が言われたのは本当に重要な論点で、ここが出発点で行かないと、次に行けないくらい重要な論点だろうと思います。議会が入るのか入らないのか。今の議会基本条例をつくるのか、あるいは一本化するのか、それは別々になるか、これは次の段階の議論になるので、今日はやらなくて結構ですが、いずれにしても重要な議論です。

それと、今、E委員が言われた事に関連で言いますと、今まで弱いのは、議会ということしか言ってないのですよ。議員ということも言ってないですよ。議会活動と議員活動というのは、似ているけども、ちょっと違って来る。ここをどういうふうにするか。議会活動というのは議会基本条例の中に入っていますが、議員活動をどこまでやるのか。そうすると、議員さん個人のセンスの問題になったりして、そこまで縛られたくないよという議員さんも中にはいると思うんですね。その点を、議会とすると、入り口論でいいですけども、ちょっとお聞かせいただけると、次に進むかな。

**【E委員】** 今、副座長がおっしゃったところは非常に重要なところだと思っています。今までの議論の中には、これは全国的なところですが、議会が見えない。けども、議員というのは比較的町中に出ているので、議員の活動というのは見えやすい。議会はどうかあるべきか、というところが、どちらかという今までの議論の中では主体的に議論されてきたのかなという印象はあります。ただ、その中で、議会の活動の原則であるとか、議員の活動原則、役割、こういったことはしっかり条例の中に入れていかなければいけないだろう、そういったところもあります。

翻って、議員がさまざまな勉強をして政策提案をしてきたことも、これまでの経過の中ではゼロではなかったと認識しているんですけども、議会が全体でまとまった、そういった中での政策提案みたいなものは逆になかった。先ほど、そういった意味で、政策提案の部分がちょっと弱かったんじゃないかという発言をしましたが、それをもう少し整理していく中で、条例の中でしっかり規定をしてやっていくべきだろう。

先ほどおっしゃられたとおり、議員が縛られるのはというところもありましたけども、どちらかという、いわゆる議員の発言の場を制限するだとか、そういった意味で縛られるのはできるだけ避けたい。それよりは議会の中でそれぞれの議員さんが自由活発に議論をし、その中で合意形成をして、市政の発展に寄与していく。そうした方向性を目指そうではないかということが主眼となっていますので、そういう中では、縛られるという部分はあるのかもしれないけれども、その辺は議員の活動が制限されることで議会活動にも制限を加えられて、萎縮してしまうような方向性には行きたくない、そういうような主眼で今議論しているところですので、その辺はもっと詳細に詰めるべきところは多々残っているのかなと思っています。

【座長】 そろそろ資料4の論点に沿っていきましょうか。「市民参加の総則について明示的な規定を行うかどうか」という点についてはいかがですか。明示的にまず規定を置くとしたら、私はさっきの議会も含めた規定を置くというのが新しい総則的な規定になるんじゃないかと思うんですね。その次の「市民参加の対象と手法」のところ、過去の具体例も出ていますが、こういうのから言うと、執行機関側のものに大体限定されてきているんですね。武蔵野でも積み上げてきたものはそういうものですし、それがずっと並んでいて、そのうち、今後ともこれはこういう形でやりますよと規定するとすれば、結論から言ってしまえば、長期計画・調整計画及びその他の重要な個別計画、この中には都市計画マスタープランも入るでしょうし、都市計画の大きな改定のようなものも入るでしょうし、その種のものに類似のものが並んで入ってくる。そして、今回は新たに重要な条例についてということまで広げるかどうかというのが争点だと思うんですね、武蔵野の場合は。その辺に限定して、この場合には市民委員の公募も試みるし、意見交換会もやるし、パブリックコメントもやりますよというような感じで規定していくのかなと思うんですけど、いかがなものでしょう。

【A委員】 上記以外のものをどう考えるのかというのが非常に難しいんですけども、ここがクリアできると、相当いい条例になるのかな。市民にとっては使いやすい条例になるのかな。というのは、計画とか重要な条例とかいうものに関しては、議会と執行部の関係の中では、市民の意見も聞きたいですし、重要なことではあるんですけども、逆に言うと、市民からそんなに近いものでもないんですね、こういった計画とか条例というのは。むしろ、先ほどの、指定管理をどうするのかとか、そういった市の事業とか市の施策みたいなもの、身近な地域の出来事みたいなものに関して、市の行う事業に対して、どのように市民がそこに参加もしくは参画をしていくのかというのが非常に大事なことであって、上記以外のものをどのように明示するかという答えを持っているわけではないんですけども、ここの部分がクリアになれば、市民にとっては相当いい条例になるのではないかなという感じを持っています。

【座長】 A委員は私の意見について質問されているような部分がありますから、もう一遍発言させていただきます。私がここで言ったのは、長期計画・調整計画というのは伝統で積み重ねてきたところがありますから、大体この手法でずっと続けるということを前提にしているんですが、これに類似のものというので、例えば健康福祉総合計画というのかなり広い範囲のことを決めている計画なんでしょうし、ここに例示で挙がってきてませんが、つい最近、全国的に市町村に策定を求められてきたものとして、公共施設の総合管理計画をつくりなさいというようなことを求められていますね。施設の老朽化が進んでいくし、一斉に建てかえが必要になってくるような時期を迎えると、財政コストもやりくりが大変になってくるので、その計画を今から十分詰めたほうがいいですよというお勧めでそういうことが求められているという状況にあるわけですね。これは施設面にある程度限っていますけれども、カバーするところは学校から保育所、幼稚園から図書館から何から全部入ってくる。水道、下水道、あるいは道路まで入ってくるとなりますと、相当範囲が広いです。これを本格的に議論して、これからの方

針を決めていこうというのと、長期計画・調整計画と同じような作業になっているのではないかと思いますので、この種のものときは同じような手続をとったほうがいいと思うんです。

ただ、武蔵野もそれぞれ工夫してやっつけていってほしいから、このうち武蔵野で一番問題になるのは、これからの学校教育の体系の問題だということで、小中一貫の問題をどう考えるかとかいうことについて、市民参加でこれからいろいろ議論していこうというお考えもあるようですけれども、そういうふうに個別に割っていくのも1つの手かもしれません。ともかくその種ものはなるべく早い段階から市民の参加を求めて、だんだん案が具体化していくように、その最初のときから議論が行えるようにしておくことが大事なんじゃないかと思っています。

片や、まだ場所も箇所数も決めてない。例えばスポーツ施設のある大きな総合施設ならば、武蔵野の場合は1カ所しかつけれないときは、市に1カ所、スポーツセンターをつくっておいていますが、できることなら3駅圏ごとに1つずつつくらいたいという願望を持ちますよね。そうすると、3カ所くらいつくるのが目標だということになります。コミュニティセンターになると全市漏れなく整備したいとなっていくような整備方針がありますね。どのくらいの密度で建てるつもりなのかということとか、具体的にどの場所にどの施設をという立地が固定されるかどうか、ここですよというところまで行くのが大問題になるわけですね。

道路やら、ごみ処理センターであるとか、概して住民から、うちの近くには嫌よと言われるような種類のものになると、どこに立地されるのかが大問題になってしまうようなものですから。こういう種類のものについては、事前にやっつけていくのも限界があって、場所がある程度決まってしまうから、できるだけ周りの方にご迷惑かけないように工夫しながらやっつけていきますからご協力くださいと言って、現地で説明会をやるという方式がありますね。児童遊園をつくる、児童公園をつくる時、道路計画もそうですけれども、現地で説明会をやっていて、周りの方の苦情を全部聞いて、その上でそのことも考えながら少しずつ案を修正してやっていて、ご了解をとる。こういう個別系事業についての現地説明会も重要な市民参加の手段だと思うんです。これはちょっと系統の違うもので、ロケーションはもう動かせません、市としてはここしかないんですという、そこは動かせませんが、その中でなるべく周りの方のご意見を全部取り入れて、入れられるものは入れながら、具体的な計画を考えたいというような市民参加、限定した市民参加というものもあって、これが意外に重要なんじゃないかと思っています。その種のことを今度は入れたいなと思っています。

【A委員】 同感でございます。

【副座長】 今、座長が言ったのは、ファシリティマネジメント（FM）の考え方だけでも、これは実際に武蔵野市ではやっていますよね。やっている根拠は何ですか。何を根拠にしてやっていて、それをどう公表しているのですか。こういうのをきちんと条例上位置づけをしなければいけないと私は思うんですね。

その結果、どうなのかといたら、座長のヒントもあるのですが、私が考えるのは、では保育園を優先するのか、それとも学校を優先するのか。市民参加で公表したものをきちんと議会

で議論する。住民と議論することによって、どの政策を優先していくのかで、施策が決まってくるよ。こういう手続的なものについて仕組みをつくったらいかがかということにもつながってきますね。したがって、そういう面では、FMもこれから大事になってくる。

それと同時に、もう1つ、A議員から言われたのが、市民参加の提案権というのは誰にあるのかということです。提案権を明確にするのか、議会に提案権があるのか、それとも市民参加だから、住民の直接投票と同じように、住民に任せるのか。これからの議論の中で、今日は多分結論が出ないだろうけども、この問題は当然出てきますからね。ですから、住民投票なんかもそうですが、これはやはり行政側に住民投票権という市民参加権を一任して委ねるか、そうではなく議会もかんでくるのか。要するに住民投票すること自体は市民参加だけれども、その実施を誰が決定するのか。議会がかまなかったら、自治基本条例で行政側が実施決定をするという明確な根拠を与えるのか。そうすると逆に行政側の裁量でやらなくていいと判断するという根拠も明確になってしまわないか、運用上、逆に危惧するような内容も含まれるかということで、住民参加の提案権、提案を誰がするか。このままだったら行政だけになってしまいますから、我々が行政に権限を与えてしまうということで、行政側にやらなくてもいいよという裁量権を与えてしまうかな、こういうことを危惧しています。

**【座長】** この点は、何を対象に、どの程度の参加を規定するかという、(2)の「市民参加の対象と手法の範囲」ですか。真ん中あたりからの①「市民参加の対象をどうするか」、ここを決めればいいですね。

私はエのやり方、「長期計画・調整計画及びその他の重要な個別計画並びに重要な条例についての明示的な規定を置く。(イとウ両方)」を、武蔵野の場合は置いたらどうかと申し上げているんです。それとA委員が追加した、個別の1つ1つの施設の立地計画、具体案を詰めていく、周辺住民の了解を得ながら詰めていくというような参加手法は別立てで規定したほうがいい、私はそういうふうに思っているということです。

**【C委員】** そうしますと、重要な個別計画、重要な条例というのは、何をもちょう重要と判断するのか、誰がそれを判断するのかということにも関わると思います。

**【座長】** そのとおりです。そのとおりですけど、そこまで行けばだんだん条文の形式になってくるんですけどね。よその市や区の例から見ても、条例まで行ったときにはあらゆる条例をそうしなきゃいけないのかということになりますよね。必ずしもそうではないと思うので。

例えばあるところの市は、市民に新たな義務を課すとか市民の権利を多く制限する、要するに権利義務にかかわるような内容の規制を含んでいる、市民の自由を拘束するような条例の場合はという内容から来る規定もあるでしょうし、市民との関係で最も重要なのは情報公開条例だとか、行政手続条例だとか、環境アセスメント条例であるとか、そういう類いのもの、市民参加の過程でどんどん発達してきたもの、これらが市民との関係あるいは市民参加条例というのがあるとすれば、それももちろん入ります。そういうものは市民との関係を規定している中心的なものですから、重要な条例に入ると思うんです。あとは権利義務に大きな変更を加える

余地のあるものでしょうね。そういうものが重要な条例に入ってくるんじゃないかという感じがします。その決め方次第で、肝心なものが抜けちゃうことは起こり得るんですよ。

【副座長】 私は、「重要な」を、議会なり市民参加なりで決めるような手法というのか位置づけをやったらいかがか。

【C委員】 そうしますと、武蔵野市には、住民投票条例はまだないですよ。

【座長】 まだないです。

【C委員】 座長も、先ほど住民投票とおっしゃいましたが、市民参加条例みたいな形で住民投票の手法も入れた形で、これには市民参加したいんだということを、例えば住民の署名を何%以上集めてとか、何名集めたらこれこれの住民参加の手續に乗せるとか、そういった形で進めていきたいというお考えですか。

【副座長】 住民参加と、将来的には住民投票条例とか、市町村合併だとか、そういうものが出てくる可能性もある。それも集約して解釈できるような基本条例にしたい。基本条例である以上、そういうところまで想定しないと基本条例にならないのではないかというのが私の持論です。

【座長】 住民投票制度については、今回どうするかというのは5番目に出てきて、これは一番大きな議論になる問題だと思っていますが、私は非常に慎重派であるところもあるんです。

【E委員】 先ほどの副座長のご指摘、議会の中でも的になっていまして、情報公開、通常ですと行政報告という形で、行政の側から議会のほうに、これはいわゆる議案という形ではなくて、今、市政がこういうふうに動いているということについて報告がされるんですが、これも、どこまでの範囲を報告してもらうのかという部分について、今までは行政の側で判断をしていただけで、割とこれは重要な案件だということで、いわゆる行政判断のもとで報告をしてもらっていたという実態があったんです。例えばそれを議会基本条例の中で書き込むときに、どこまでの情報を求めるのか、また出してもらうようなことが可能なのかということ、執行部とこれから意見交換をさせていただく中でやらなきゃいけないねというところで今とまってはいるんです。その辺の基準はやはり一定程度つくらざるを得ないのかなというのはあると思っています。

これはあくまでも個人的な意見ですが、自治基本条例なり議会基本条例なりに、いわゆる重要な市政の課題だとか政策、基本計画というのは割とわかりやすいんですが、それ以外の政策になると、どこまでが重要なのかというのは人それぞれ違うところがあると思うので、その辺を、例えば行政と議会とで協議する場を設けるとか、そういったことの中で、これは必要だろう、これはそこまで要らないんじゃないかと。また、それを決定していく過程の中で、市民に

対して意見を求める場を行政と議会それぞれがつくるとか、そういった中で協議を進めていくということも1つ考えられるのかなと。そういう中で一定程度基準を、その都度になるかもしれないけども、定めていく、そんな規定ができるといいのかなというのが個人的に考えているところです。

【F委員】 特に条例の提案についてなんですが、重要な条例について、事前に市民参加で一定の成案を得て、それを提案しなさいという形になると思うんですが、そうすると、その条例案を審議する議会での可決権とか修正権、これをどのように捉えていけばいいか、その問題は出るかな。市民参加が完璧であればあるほど、あるいは熟度が高ければ高いほど、議会が修正する権限が、理屈がなくなってくるような感じがするんですけど、その辺はどう捉えればよろしいですかね。

【C委員】 法律上は条例は議会が制定するという形になってますので、市民の参加はあくまでも法的拘束力を持たない意見という形でしか、法律レベルでは考えられないと思います。ただし、間接民主制の補完機能として直接民主制の要素を考慮するに際して、市民参加によって得られた市民の意見について、尊重しなくちゃいけないとか、ある程度拘束力を持たせるとか、そういった形での条例を制定することが自治体に許されるのかという次なる議論が展開されることは、理論上は可能とは思いますが。いずれにせよ、一般的には、いかに市民参加が高度に整えられ、いわば、熟成された状態でなされていたとしても、条例の制定は議会の多数決による議決で決められるというのが現段階での法学上の認識だと思います。

【副座長】 今のF委員の話は、本来、議会側から出てこなくてはいけない話で、議会の議決権の軽視にならぬかという議論が、私が各地を回って議員さんと懇談した中で出ているんです。事前に、議会が議決する前に住民に提案するとは何事だ、議会軽視だ、こういう議論のほうがむしろ強いです。私はそこでさんざん言っているのは、そうじゃない。主権者である以上、住民に、市民に先に提案するのは当たり前だろう。提案してから、それをきちんとした議員活動で議員さんは住民の意見を吸い上げて、そこで議論をすれば、煮詰まった議論が議会で、できるでしょう。さらに、一番困るのは職員で、職員も徹底的に市民参加しないと、議員さんと住民とで、問題点を議論して職員はその問題から分離されたことになるから、職員も市民参加を徹底することにより結果的に職員の実力も上がりますよ。そういう面で行政改革にもなる、それから議会改革にもなる。私は、これは積極的に進めるべきだなと主張しています。

それからもう1つ、少し論点が外れるけど、議会との意見交換で聞かなくてはいけないんですが、請願・陳情の取り扱いを代表者から聞きますね。

【E委員】 陳述ですね。

【副座長】 陳述の根拠はないですね。だから、それを、こういう内容も基本条例の中に入れなきゃいけないでしょう。それと同時に、議決したら、採択したら、議会側から行政に送りま

すね。採択したということ。それで、1年に1遍、3月に、行政報告でその採択状況を具体的にやったかどうかという報告を求めますよね。それを議会が広報で発表していますね。これはやっぱり住民参加の結果じゃないですか。こういう手法をどういうふうにこれからももっと敷衍させていくかという話に、議会改革としてつながってくる。議会はまだいっぱいあるんですけど、ここはちょっと論点が違うのですが、いかがですか。

**【座長】** 条例についてのパブリックコメントというようなことをやり出したときは、まず念頭に置いているのは、執行機関側が提案する条例についてですよね。そのときにパブリックコメントをやって、執行機関側の原案をつくるための過程でパブリックコメントをやって、なるべく練り上げたものを、多くの市民も納得するようなものを議会に提案しようという過程でやるということになりますね。

もう1つは、議員提案の同じ条例を議会がつくる、議員さんがつくるとのことだっているわけですから、その場合に、議会のほうがパブリックコメントの手続をとられるかどうかは議会側の問題ですね。議員さんたちがそういう手続を採用されるかどうか、そこは執行機関側は介入できないという問題になります。議会側が自主的に決めるべき問題ということになります。

そういうパブリックコメントが出て、やって、市民からの意見もとにかくいいものが出てきて、取り入れて、執行機関側が最終的な条例案をつくって議会に提案した。ところが、その肝心なところを議会が修正したとか否決したとかいうときにどうなるのだという話だと思うんです。議決機関は議会ですから、議会が修正するのは議会の権限です。否決するのも議会の権限です。それしか言いようがないです。執行機関側としてはできるだけ最善のものを出そうと思ってそういう手続をとったにすぎないわけで、でも議会側はそうは思いませんという判断をなさったら、それは議会が否決されて一向に差し支えありませんということですが、議会はそれを自信を持って否決するだけのことをやったんでしょねと問われる。それだけ市民の意見をちゃんと議会は吸収していらっしゃるんでしょねという話になるだけのことで、そういうことだと思います。

**【A委員】** 1点だけ。先日、もう1年くらい前になりますけども、産業振興条例というのを行政側から出していただきまして、審査した結果、地域の商店会もしくは商店会連合会、商工会議所等々からちょっと待ってくれという話もありました。そこは議会として、まず町の声を、実際に当事者の声をしっかりと反映しようということで、私は22年前からいますけども、初めて条文を4カ所、4条文、議会で修正をさせていただいた、そういうことをさせていただきました。ただ、本当に1回だけなので、これからもそういうことはしっかりと議会としてやっていかなきゃいけないし、1つ直したところというのが、先ほど座長がおっしゃったように、市と市長というところの文言を相当議論して、これは市ではなくて市長だろうということで、市長に変えた結果があります。そういうことがございました。

**【副座長】** 事前の市民参加は議会権の軽視に当たるかという議論はしていますか。

【A委員】 それはしてないですね。今はもう時代の趨勢として。確かに昔は、10年くらい前はそういうことを言う議員もいましたけど、もう今、そういうことを言う議員はいなくなりましたね。僕の感覚として。

【座長】 ありがたいことです。私が長期計画の策定委員に加わって出た初期のころは、たくさん議員さんから質問が出て、議会軽視ではないかというご質問にさんざん答えさせられましたから。大体そういう議論は消えてはきているんですよ。でも、議会の方は、選挙で選ばれば私は市民の代表なんだということで、それ以上は聞こうとなさらないところがあるんですね。自分の権威を否定しているような感じをご自身で思っているという感じがするんです。それは違うんじゃないか。聞けば聞くほど、理事者に対して強力な議員になってくるんじゃないのか、議会になってくるんじゃないのかと私は思うんです。

さて、①はそんなところでよろしいでしょうか。②の「手法の範囲」をどうするかという話なんですけど、ここはパブコメとか意見交換会というようなもので、伝統的に武蔵野でもやってきて、ほぼ定着している。この限りでは支障なくやれるというようなものについては、そこが書けるでしょうけれども、その他の参加手法というのは、問題によりますよね。問題ごとによるので、適時適切な手法を採用していただく以外にないわけで、そこを、こういうものもあり得ますと例示をたくさん書くかどうか。どうですかね。そっちのほうがいいでしょうね。これに限られたわけではありませんよという規定のことを書くかどうかなんです。

【A委員】 基本条例ですから、そんなに細かく規定することはないだろう。ましてや今回は骨子案の話をしているわけですから、そこまで議論することはないような気がいたします。

それと、先ほど私、時期という話をさせていただいたので、ついでにお話をさせていただくと、今までの議論を総合的に、私が個人的にしんしゃくをすると、時期といっても、これもさまざまな施策や条例や個別計画によって違ってくるんだろうということで、先ほど副座長がおっしゃったとおり、一番最初の「意義、目的」にある、各段階で主体的に市民が参加できる仕組みをつくるというようなエッセンスだけは入れておいていただきたいなと思います。

【副座長】 今まで既に市民参加は、条例とか要綱とか規則で参加している、これを調べてもらうというふうにさっき言いましたけれども、それと同時に、法的に義務づけられている部分がありますね。例えば公告縦覧だとか、縦覧閲覧、公告、告示、法的にきちんと手続しないと効力を生じない、こういうケースもあります。これらもやっぱり住民参加という位置づけで捉えることができますので、そのところもちょっと。これをつくるということは重大な行政改革であり、重大な議会改革でもありますので、この際、武蔵野のやり方を徹底的にある程度調べてもらうことも必要なのかなという気がします。

それと同時に、行政手続法に基づく行政手続条例、申請なり行政指導なり、こういうような項目が法的にありますね。そのほかに、都市計画法も、住民説明会とか、こういう手法がありますね。大店舗立地法とかもあります。こういうのも含めて全体的な法的な位置づけをここである程度一覧にしてみると、多分全国的にあまり調べた例はないので、これを基礎データと

して議論した、ということを懇談会の実績にしたいんですが、いかがですか。

【座長】 事務局側にいろいろなデータの調査依頼が出ていますが、やってくださいますか。

【企画調整課長】 詳細をすぐに出すのはかなり厳しい状況がございますので、この懇談会の結論が出るころまでにはと思います。

【座長】 本当を言うと、徹底的に見直すべきことは、何を条例で決めているか、何を規則で決めているか、何を要綱的な規程とか何かで決めているかというようなことなんですね。よくよく調べてみると、あまり理屈に合っていないのではないかと。これは規程ではなくて規則でやるべきなのではないかとか、規則ではなくて条例にすべきなのではないかと疑問になるものいろいろまじっています。昔からの習慣で、これは市長が決める規則であるとなっていて、議会が決める条例に何となく入らなかったというような、何となく伝統でそうなっているものあって、理屈に合っていないものがあるように思うんですね。議会は遠慮なく条例にしろと言って条例をつくったらいいと思うんですが、そうならないで頑張っているものがあります。そこら辺を全般的に見直すようになると、画期的に変わってくるんじゃないでしょうかね。私はそう思いますよ。一遍、点検なされたほうがいいと思います。

【G委員】 今、座長がおっしゃったようなことですが、確かに条例で決めるべきものが、必ずしも条例でちゃんと決めてないものもあるのではないかとこののを、私どもも行政の内部でいろいろ議論をしつつあります。具体的には、毎年11月とか12月くらいに例規、条例や規則ですね、そういうものの総点検をしていくように取り組んでおります。ただ、正直申し上げて、全ての条例・規則を各所管から、1カ月とか2カ月で本当に全面的な点検ができるのかというと、それは限界がございますので、何年かかけてやるようになるかもしれませんけれども、現にそういう取り組みをしております。

先ほど来のご議論の中で、例えば公募委員とかの話で、いろんな委員会で、法に基づく設置じゃない場合に、条例設置なのか、規則での設置は少ないかもしれませんが、要綱設置が結構あるんじゃないかとか、そこら辺の現状は、副座長からもご指摘があったように、少し全体的な整理を、私たちの今の懇談会の資料になるように、事務局のほうで頑張ってもらいたいなと思っております。しかし、公募委員の関係以外についても、条例で決めるべきもの、規則で決めるべきものについて全面的に資料をつくるというのは結構きついなというのが、今、考えているところでございます。

【座長】 皆さんのところに、大きな六法全書に類似した例規集が置かれていますね。武蔵野市の例規集だと思っんですけど。そういう例規集をつくっているのは、この辺でも武蔵野市だけじゃないですか。条例、規則、要綱まで大体網羅しているというものをまとめたのは、副座長が現職時代の成果なんじゃないですか。

【副座長】 要綱まで入れているでしょう。要綱まで入っている例規集は武蔵野市が初めてで他市には例がなかった。

【座長】 これ、当たり前のように武蔵野でやっていますけど、三鷹市、小金井市、聞いてごらんなさい。多分それはないと思いますよ。これは非常に進んだことをしていらっしゃるんですよ。でも、本来は当たり前なことなんです。本来、そうであるべきことをやってないんですよ、自治体は。でも、それをやっているんですから、そこからそれを整理するということに、次にもう1つ飛躍してほしいと思っています。

【副座長】 情報公開条例をつくったときに、情報なければ参加なしで、きちんと全て要綱まで市民に知らせるべく、例規集に要綱も入れたのです。それで情報公開制度も、水面下でかなり事務的に詰めた。それででき上がったのが情報公開条例です。その成果だから、他のところと比べて見てみればわかることだ。武蔵野は分量が倍あるはずですよ。最近はや綱も掲載する自治体も出てきたかもしれないけど、武蔵野市が最初ですよ。

【C委員】 もしデータ化されていけば、検索エンジンで一発で調べられないのでしょうか。

【企画調整課長】 検索はもろもろできますので、用語検索でひっかかるようなものは、全てできるような形になっております。

【座長】 法令検索と同じようにできます。

【G委員】 追加で申し上げますと、武蔵野の例規集あるいは要綱集が他に比べてどのくらいボリュームが多いかの比較までやっておりますが、今まさにホームページ、インターネット上では、ほとんどの自治体が例規についてはまず載せて、誰もがみられるようになっていますので、現在は武蔵野が必ずしもやり方として進んでいるというわけではないだろうと思っています。そのところはほかの自治体にあまり失礼になってもいけませんので。

【F委員】 事務局が今すぐできなそうなところは、どういうものを市民参加と認めていくか、そこなんじゃないですか。例えば一番低いレベルというところとあれですけど、届出とかいうものも市民参加の1つだとなってくると、それはものすごくいろんな分野になってくるし、意見の申し出とかもやっていくと、まだまだそれも広い分野になってくるし、まずどの程度までをこの懇談会で必要な資料として、市民参加として位置づけるか、その項目をまず出して、そこからだと、あとはおっしゃっていただいたように検索で出ると思うので、そこをまず事務局のほうで整理してみる必要があるんじゃないですかね。

【座長】 それはできる範囲でということにしてください。

最後に、(3)「意見に対する行政の対応(市民意見の反映のプロセス)」として、「応答・対

応について明文化する」とか、「意見に対する考え方の説明・公表についても明文化する」とか、「市政への反映について明文化する」とかあるんですけど、ここは全てに応答するのは不可能だと思うんですね。できる限り反映するように努めるとかいうことになりますよね、書くとならばね。そうならざるを得ないんじゃないかと思うんです。そんな理解でよろしいでしょうか。

では、「市民の責務について」、実質的な議論は次回ですが、ご説明だけお願いします。

(資料4 IIについて事務局より説明)

**【座長】** それでは、この点については次回から議論に入っていきたいと思います。

次回の日程もあるのですが、次回の懇談会が行われる前に、議会との意見交換会がありますね。それについて、資料が配られています。まずこれに目を通していただくことが、次回の議会との意見交換で非常に大事だと思いますので、事務局から説明をお願いしたいと思います。

**【企画調整課長】** 本日、お手元にお配りしております「議会基本条例に関する市民との意見交換会」、これは5月21日に議会で市民意見交換会をやる際の資料ということで、来週の24日にこちらの懇談会と議会との意見交換会が予定されておりますけれども、事前に議会から資料提供を受けました。これは、これまで議会での議会基本条例についてのかかなり細かい部分を含めた検討の経過、経緯を含めたもので、委員の皆様にも事前にお目通しいただき、その上で24日の懇談会との意見交換会に臨ませていただけたらという趣旨で議会から提供いただいたものになります。24日につきましては、先ほどどんなふうにするかをご相談させていただきました。まず議会からこちらの資料をもとに、ざっと議会基本条例のこれまでの検討の経過ですとか論点についてご説明いただいた上で、前回の懇談会のときにお示したような流れで意見交換会をしていただくことを想定しています。

こちらについては以上です。補足があれば、よろしくお願いします。

**【E委員】** 今、事務局のほうから説明があったとおりですので。内容につきましては、次回、ご説明させていただきたいと思っています。

議会基本条例に関して、ここ1年というよりここ数カ月くらい集中してやってきたのですが、その中での議論を踏まえてまとめたものです。現実的にはこれまで数年かけて議会改革をやってきましたけれども、その中での議論が全て網羅されているわけではございませんので、足りない点とか、こういう議論はなかったのかということ、また懇談会の折にでも聞いていただければと思います。直近のところで、議会基本条例を検討する中で出てきた議論が、一応ここにまとまっているというご理解で目を通していただければと思っています。

**【座長】** かなり膨大な、詳しいことも書いてあるものなので、お読みいただくのにも時間がかかるかと思いますが、事前勉強をしていただいて、どうしてもこれだけは議会に言いたいということ、自分の意見をまとめておいていただけるとありがたいと思います。

その後、次の懇談会には、先ほどご説明いただいた市民の責務等々についてのご議論に入りますので、それもお考えいただければと思います。

それでは、次回の日程についてお願いします。

**【企画調整課長】** 懇談会自体は、次回は5月30日に開催いたしますが、先ほどご説明したとおり、来週24日は懇談会と議会との意見交換会で、19時から8階811会議室になります。明後日までには開催通知をお送りしますので、そちらをご参照ください。その次が5月30日、こちらも同じく19時から811会議室になります。こちらも改めて開催通知をお送りします。

あと、第5回会議録の確認の件です。ご回答いただいている委員の皆様もいらっしゃいますが、明後日5月17日を期限としておりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

**【座長】** 議会との意見交換会も傍聴可能ですね。それでは、どうもありがとうございました。

午後8時50分 閉会